

がんとお金の話 ～傷病手当金について～

医療費負担軽減については、高額療養費制度・限度額適応認定証があります。そして、マイナンバーカードで同意することで限度額適応認定証の申請も不要となりました。

今回は収入の減少をカバーする制度として『傷病手当金』を紹介いたします。

誰が？ どれだけもらえるの？

健康保険(協会けんぽや組合保険)に加入している会社員“本人”がもらえます。

* 被扶養者は対象外です。



条件①病気やケガにより療養中であること

②働けない状態であること

③4日以上休んでいる(連続した3日間の休み<待機>を含む)

④給与の支払いがない。

又は傷病手当金より少額となっていること

標準報酬月額**の3分の2**

協会けんぽサイト紹介→



どのくらいの期間？

“通算”で**1年6か月**です。(1傷病につき)

退職後も傷病手当金はもらえるの？

3つの条件をみたしていれば受給できます。

①健康保険に継続して1年以上の加入

②退職日前から傷病手当金を受けている

又は受けられる状態にあるとき

③退職日以降も引き続き仕事ができないとき



* 退職日時点で「傷病のため仕事ができない」ことが必要です。

退職日に職場に挨拶に行ったりすると出勤とみなされもらえなくなるので要注意！

* 退職後に再度仕事復帰したら給付は終了となります。

どうやったらもらえる？

所定の請求書で健康保険に請求します。請求の時効は2年間。

相談窓口は？

職場の社会保険担当者もしくは事業所加入の協会けんぽ、健康保険・共済組合